

## 山口県肝疾患コーディネーター等の養成及び活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口県肝疾患コーディネーター及び肝疾患サポーター（以下「コーディネーター等」という。）を養成し、住民への肝疾患診療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、山口県の肝疾患対策を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 コーディネーター等の名称は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 山口県肝疾患コーディネーター

医師・産業医・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師等の保健医療関係者、保健所又は市町で肝炎対策を担当する者、企業又は団体に健康管理を担当する者

(2) 山口県肝疾患サポーター

肝炎患者又はその家族や、その他肝疾患の予防及び肝疾患患者の支援の推進に意欲を有する者  
(基本的な役割)

第3条

1 コーディネーター等は、第6条第1項の規定による認定を受けて、慢性肝疾患の原因となる肝炎ウイルスの感染者及びアルコール多量飲酒者や脂肪性肝疾患の患者等（これらが原因で進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝疾患患者等」という。）が原因に応じた適切な医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、各種肝疾患患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。

2 コーディネーター等は、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第4条 コーディネーター等の主な活動内容は、コーディネーター等が配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関

ア 肝炎を含む肝疾患の検査や治療に関する情報提供及び相談助言

イ 肝炎を含む肝疾患患者等を支援するための制度や窓口の案内

ウ 市民公開講座、肝臓病教室、患者サロン等への参加

エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(2) 保健所又は市町の肝炎対策担当部署

ア 肝炎を含む肝疾患対策に関する情報提供及び普及啓発

イ 肝炎を含む肝疾患患者等を支援するための制度や窓口の案内

ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨

エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) 民間企業、医療保険者等の職域機関

ア 事業主、人事管理部門、従業員への普及啓発

イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内

ウ 肝疾患患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備

エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) (1) から (3) までの機関以外の機関

ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等への普及啓発  
イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動  
(配置)

#### 第5条

- 1 コーディネーター等は、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。
- 2 県は、県内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町の肝炎対策担当部署にコーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定によるコーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 県は、コーディネーター等が配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。
- 4 県は、コーディネーター等が配置されている機関に対し、毎年、その活動状況の報告を求めるものとする。  
(養成及び認定)

#### 第6条

- 1 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーター等として認定するものとする。
  - (1) 医師・産業医・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師等の保健医療関係者、保健所又は市町で肝炎対策を担当する者、企業又は団体で健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族や、その他肝疾患の予防及び肝疾患患者の支援の推進に意欲を有する者
  - (2) 県又は県が委託等を行った機関が実施する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した者
- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) コーディネーター等に期待される役割、心構え
  - (2) 肝疾患の基本的な知識
  - (3) 肝炎患者等に係る支援制度
  - (4) 県の肝炎対策
  - (5) 地域の肝疾患診療連携体制
  - (6) コーディネーター等の具体的な活動事例
- 3 知事は、第1項の規定によりコーディネーター等の認定を行ったときは、認定証等を交付し、コーディネーター等名簿に登録を行うものとする。
- 4 知事は、コーディネーター等が次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証等を返納しなければならない。
  - (1) コーディネーター等として不適切な行為を行ったとき
  - (2) 疾病その他の理由によりコーディネーター等として活動することが困難になったとき
  - (3) 本人から認定取消の申し出があったとき
- 5 コーディネーター等の認定期間は、認定を受けた日の属する年度の年度末から起算して5年後までとする。
- 6 コーディネーター等は、更新を希望する場合は、認定期間内に、第1項(2)に規定する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格し、認定を受けなければならない。この場合の認定期間は、認定を受けた日の属する年度の年度末から起算して5年後までとする。  
(技能向上及び活動支援)

#### 第7条

- 1 県は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、コーディネーター等の継続的な技

能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。

2 県はコーディネーター等の活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、県や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

(守秘義務)

第8条 コーディネーター等は、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第6条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーター等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。